

随意契約締結理由書（公表用）

下記のとおり随意契約を締結したので、公表します。

1 工 事 件 名	（仮称）晴海五丁目ターミナル駐輪場電気設備工事
2 施 行 場 所	中央区晴海五丁目地内
3 対 象 業 種	電気工事
4 工 事 概 要	埋設配管設置工 1.0式 分電盤等設置工 1.0式 ポール設置工 1.0式
5 工 期	令和5年12月22日まで
6 契 約 金 額	1,793,000円（税込）
7 契 約 締 結 日	令和5年6月7日
8 契約の相手方の住所及び商号又は名称	（所在地）東京都練馬区土支田二丁目17番2号 （名称） 株式会社前田電設 （代表者）代表取締役 前田 憲利
9 随意契約締結の理由	<p>（仮称）晴海五丁目ターミナル（以下「ターミナル」という。）は、BRT、都バス、江戸バス及びコミュニティサイクル等の複合的な交通広場として来春の開業を予定しており、現在は、東京都が基盤整備を実施している。また、今後は、各関係機関がターミナルの開業に向けた整備に着手する予定である。本工事は、ターミナルの交通機能として整備するものであるが、東京都の基盤整備や各関係機関の工事と近接し、尚且つ輻輳する工事となるため、ターミナルにおける各所との円滑な工程調整と適正な安全管理が必要となる。</p> <p>上記業者は、東京都の基盤整備における街路灯整備工事を施工しているため、作業環境を十分に把握し、工事調整も支障なく行うことが可能であり、工事現場の輻輳を防止し、安全かつ効率的に業務を遂行することができる。また、前述の街路灯整備工事に伴い、電力会社への申請手続き等の工期短縮及び現場経費を効果的に削減することができる。同者と随意契約を締結する。</p>
10 根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号